

## 参考資料3 水道事業者の悪質商法等に関する広報事例

### 参考資料3-1

小樽市水道局

# ニセ水道局職員や 悪質な訪問販売にご注意！

## 点検し、「危険!」と不安をあおって、契約を急がせる

最近、水道局職員になりすましたり、あたかも水道局が勧めているかのように言葉巧みな手口で、突然家庭を訪問し、浄水器を売りつけたり、水道管や排水設備の点検・清掃を勧誘し、法外な請求を行う悪質な訪問販売が多発しています。2つの主な手口を紹介します。

### その1 浄水器の訪問販売



▲ポイント1  
水道局では皆さんから依頼のない水質検査や浄水器のあっせんなどは行っていません。

### ▼ポイント2

試薬で水道水を黄色や桃色に変色させ、あたかも汚れているかのように不安をあおっていますが、変色するのは消毒用の残留塩素と反応したもので、汚れとは関係ありません。



### その2 排水設備の点検・清掃



### ▼ポイント1

「汚水ます」は、汚れているからといって、すぐに清掃が必要とは限りません。必要のないときは、はっきりと断りましょう。

### ▼ポイント2

水道局では排水設備の点検・清掃を業者に委託していません。



水道局職員が訪問する場合には、「小樽市水道局」と書いた「水色の腕章」と、左の胸に必ず「身分証明書」をつけています。

### ●お問い合わせ先

- 浄水器や水道管および排水設備の点検・清掃について  
：サービス課給排水担当/TEL 22-8114
- 水道水の水質について：水質管理課/TEL 51-2562
- 訪問販売などの契約後不審に思われたとき  
：小樽市消費者センター/TEL 23-7851